

## 風邪をひいても、年次有給休暇を使わなくてすむ制度の実現を！

日本の企業で勤務する人たちに「風邪をひいたら、どの休暇制度で休むの？」と尋ねると、ほとんどの人が「年次有給休暇を使う」と答える。若い社員で、まだ年次有給休暇の付与日数が少ない場合、休暇を風邪治療に使いたくないと思うのは至極当たり前の発想。その結果、コンコンと咳をしながらでも出勤し仕事を社員が増える。

米国疾病対策予防センターによれば、「流感の症状が出現する1日前、流感にかかってから最初の5日間が伝染しやすい」とのことである。したがって、流感や、風邪にかかった人を軽度の段階で出勤させず、家に留まらせることは社員の健康管理、会社の生産性維持のためにも意味のあることがわかる。

入院などによる長期欠勤などの場合を想定して有給の私病欠勤制度を持つ会社は多いが、前述したような流感や風邪で1週間休む場合などに適用される有給の私病休暇制度を設けている会社は日本では少ない。

私が大学を出て最初に勤務した大手の造船会社でもこの種の制度はなかったが、次に勤務していたアメリカの製薬会社ではこの有給の私病休暇制度があった。入社してそのことを知り、驚いたことを記憶している。風邪を引き2-3日休む場合は、この制度を利用でき、医師の診断書も不要であった。この制度は多くの社員に歓迎されていた。

この有給の私病休暇制度は社員のワーク&ライフバランス向上に次のとおり貢献するものでもあり、もっと多くの企業が導入の検討をされることを提案したい。

- 1) 流感・風邪をはじめとする疾病の早期治療を促進し、社員の健康管理に役立つ。
- 2) まじめな社員は冬に風邪を引くことを予測し、そのために年次有給休暇を未使用のままためておくという現象が多い。この発想が日本人のバケーション内容の貧困を生み出している。したがって、もし、この制度が導入されると年次有給休暇が付与される年初に、管理職は年次有給休暇のバケーションなどへの計画的利用を社員に勧めることができる。
- 3) 過去この PMI News で世代間の価値観の差が大きくなっていること、その差に対する配慮の重要性を論じたことがあるが、若い世代のワーク&ライフバランスに対する優先度は高い。年次有給休暇のバケーションなどへの計画的利用が可能になれば、若手社員の満足度は高まり、定着率も向上する。

参考までに、Harvard and McGill University の研究者が実施した調査では145カ国中127カ国は年間1週間以上の有給の私病休暇を義務付けている。(2月1日付けの米国 MSNBC 記事から)

## アメリカにおける有給の私病休暇制度の現状

SHRM(人材管理協会)のHRNews(2006年12月15日号)に基づき、アメリカにおけるこの制度の現状をデータで紹介しよう。Exempt 社員に関するデータで、産業別に見た最も少ない有給の私病休暇日数はサービス産業の年間平均6.3日となっている。他方最も多い日数は政府 Exempt 職員の平均11.8日である。政府職員に続くのが公益事業とNPOでそれぞれ11.3日、11.2日である。(調査参加社の規模別比率は次のとおり。100人以下:10.2%、101-200人:13.6%、201-500人:21.6%、501-1000人:13%、1001-5000人:23.6%、5000人超:18%)地域別に平均日数を比較すると、中部州:8.7日、南部州:8.4日、東部州:8.3日、西部州:7.9日。ここで紹介している有給の私病休暇制度は現時点ではアメリカで、まだ法律で義務付けられたものではない。しかし変化が生まれつつある。

## アメリカで有給の私病休暇制度に新しい動き

最初のニュースはサンフランシスコ市が2007年2月5日からスタートさせた新条例「Sick Leave Ordinance」。新条例は正社員、パート社員、契約社員すべてに有給の私病休暇付与を義務付けるもの。この条例は有給私病休暇付与に関してアメリカで初めての義務化のケースとなる。主な内容は次のとおり。

- 1) 30時間毎の労働に対し1時間の有給の私病休暇を付与。
- 2) 社員数10人未満の小企業では上限40時間まで付与。
- 3) 大企業では上限72時間の付与。
- 4) 未使用の休暇は上限まで次年度に繰越ができる
- 5) この休暇は本人の病気のみならず、子供、両親、兄弟姉妹、祖父母、孫、配偶者などの病気看護にも利用できる。

もうひとつの動きはエドワード・ケネディ上院議員とローザ・デラウロ下院議員が2005年4月に提案した健康家族法「Healthy Families Act」が再提出される可能性である。この法案では、15名以上の社員を雇う民間および公的企業・組織は正社員に対し年間7日の有給の私病休暇を付与する。また週20時間あるいは年間1000時間以上勤務するパート社員には年間6日を勤務時間に応じて比例計算して付与する内容となっている。

## 編 | 集 | 後 | 記

子供たちが勤務する会社の制度を調べてみました。息子が勤務する国内企業では、有給の私病休暇を規則で定めています。欠勤日は50%のみの有給。これでは社員は制度を利用しないでしょう。娘が勤務する米国系企業では制度が無い。先週、風邪で熱があるなか、フレックス制度を利用し10時から3時までのコアタイムのみの勤務を3日間続けたそうです。野尻